

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者について、鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 会長 中永 廣樹（鳥取市東町一丁目220番地）

2 指定期間

平成31年（2019年）4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

252,700,000円……（1）（債務負担行為額 252,774,000円）

〔参考〕各年度の内訳

| 年 度 | 指定管理料 |
|--------|-------------|
| 2019年度 | 50,180,000円 |
| 2020年度 | 50,630,000円 |
| 2021年度 | 50,630,000円 |
| 2022年度 | 50,630,000円 |
| 2023年度 | 50,630,000円 |

※ 上記指定管理料は、2019年10月に実施予定の消費税の増税に対応したものの。

4 選定理由

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

過去の実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、スポーツの振興のみならず、文化活動の振興や、障がい者スポーツの普及、クライミングをはじめとするスポーツ教室の充実など利用者のサービス向上に向けた具体的な取組の提案があり、評価できることから指定管理候補者として選定したものの。

5 応募者（1者）

| 応 募 者 | 所 在 地 | 代 表 者 |
|---------------|---------------|----------|
| 公益財団法人鳥取県体育協会 | 鳥取市東町一丁目220番地 | 会長 中永 廣樹 |

6 審査委員会委員

| 氏 名 | 所 属 等 |
|-------------|-------------------|
| 黒田 多美子（委員長） | 鳥取県スポーツ推進委員協議会副会長 |
| 酒井 嘉一（副委員長） | 中国税理士会鳥取県支部連合会 |
| 逢坂 秀樹 | 鳥取短期大学教授 |
| 景山 かず子 | 鳥取県障がい者水泳協会会員 |
| 荒井 富佐子 | 鳥取県民踊指導者連盟 理事 |
| 小西 慎太郎 | 鳥取県地域振興部スポーツ課長 |

7 審査結果

(1) 選定基準

| | 選定基準 | 審査項目 | 配点 |
|---|---|--|----------------------------------|
| 1 | 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号) | (1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針 | (必須) ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格 |
| 2 | 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号) | (1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 施設管理(施設設備の維持管理、衛生管理等) (3) 料金設定(開館時間、休館日、利用料金等) (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) 個人情報保護等への対応 (6) スポーツ教室の普及振興の考え方、普及振興事業の企画力 (7) スポーツライミングの普及振興の考え方、普及振興事業の企画力、利用者への指導方法 (8) 障がい者に優しい施設利用及び障がい者スポーツの普及振興の取組の企画力 | 70 |
| 3 | 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号) | (1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡 | 20 |
| 4 | 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号) | (1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障がい者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業の協定締結 オ あいサポート企業等の認定 (6) 管理運営実績評価 | 36 |
| 5 | その他 (指定手続条例第5条第3号) | (1) ネーミングライツに係る提案の有無 | 4 |

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

| | 配点 | (公財)鳥取県体育協会 |
|--------------|------|-------------|
| 基準1(施設の平等利用) | 適/不適 | 適 |
| 基準2(施設の効用発揮) | 70 | 45.3 |
| 基準3(経費の効率化) | 20 | 9.8 |
| 基準4(管理の安定性) | 36 | 22.8 |
| 基準5(その他) | 4 | 0 |
| 合計 | 130 | 78.0 |
| 順位 | | 1 |

※ 点数は各委員の平均

【委員からの主な意見等】

○選定基準1 <施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること>

- ・県のスポーツ・文化・地域振興を図り、県民の健全な生活を確保するための安全・安心な施設管理をしている。
- ・現指定管理者として、これまで培ってきた実績とノウハウを結集し、設置目的を継続して推進すること及び「クライミングの聖地」として、この競技の普及と発展のため、県民が誇れる施設として管理運営を行うことを期待する。
- ・考え方がしっかりしており、管理運営への配慮が行き届いている。

○選定基準2 <施設の効用を最大限に発揮させるものであること>

- ・窓口対応での聞き取り等により、利用者の要望を把握し、常に改善を続ける管理運営を行っている。
- ・利用者等とのコミュニケーションを図り、聞く、見る、話すという基本的な行動を誠実に実行し、防犯・防災における予兆・情報を見逃さないようにしており、マニュアル、フローチャートにより対処方法が考えられている。
- ・利用者年齢層に偏りがある（20～40代）クライミングで若年層にPRしようとしているのは評価できる。
- ・AEDの管理は要改善。（表示・設置場所）また、管理棟だけではなく、体育館やクライミング施設にも設置することが望ましい。
- ・外部に設置されているクライミング施設（リード壁・スピード壁）について、夜間や目の届かない場面の無断（予期しない）利用に対する安全性を高める（壁を勝手に登らせない対策など）よう検討してほしい。

○選定基準3 <管理に係る経費の効率化が図られるものであること>

- ・収入は、毎年増加を見込んでおり、前向きである。

○選定基準4 <管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること>

- ・財政状況等は、正味財産期末残高が10億円程度あり、安定している。
- ・人員配置等については、仕様書に記載される要件の他に、上級体育施設管理士やスポーツ・文化指導の資格などを有する職員を配置し、専門的な知識・技能・経験を生かした教室の開催や、施設の管理運営を効率的に行っている。
- ・「安全性・公共性」、「快適性・利便性」及び「専門性・特殊性」に関する研修を実施し、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を推進する人材育成に取り組んでいる。

○その他

- ・公益財団法人鳥取県体育協会は、既に指定管理者として経験を積んでおり、サービスの向上や利用促進にも力を注いでいる。
- ・財政基盤等もしっかりしており、あいサポート条例の考え方により障がい者が利用されやすい、働きやすい環境を整備している。
- ・スポーツクライミングの聖地として、この競技の日本の先駆者になってもらいたい。
- ・施設の特徴として、クライミング事業に重点を置いていることは評価できる。
- ・一方で、利用者数はここ2～3年で減少傾向にあり、クライミング事業重視で利用者増につながるかは要検討。
- ・施設の状況をよく理解し、スポーツクライミングやスポーツ教室の取組に熱意を感じた。
- ・スポーツ及び文化の振興両面で寄与できる施設運営を期待したい。
- ・同じ法人が管理しているにもかかわらず、収支計画書が統一されていない。基本的に収支計画書は法人内で統一させつつ、各施設の特徴的な要素を加えるよう整理すべき。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日（現行どおり）

- 開館時間：午前9時から午後10時まで
- 休館日：年末年始（12月29日から1月3日まで）

(2) 利用料金・減免

- 利用料金：現行どおり
- 減免基準：現行どおり

(3) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- ・JOC（（公財）日本オリンピック委員会）認定競技別強化センターに指定されている強みを生かし、“クライミングの聖地”として鳥取県山岳・スポーツクライミング協会と連携し、初心者から上級者まで幅広い層に対してクライミング教室を開催するとともに、クライミングの普及拠点となるよう努める。
- ・日本山岳・スポーツクライミング協会公認資格者による同協会のマニュアルに沿った安心安全なクライミング指導を実施する。
- ・県民の日やスポーツ日などに合わせて施設主催のスポーツイベントを実施する。
（新春ラージボール卓球大会、エンジョイテニスカップ など）
- ・文化の普及振興及び生きがいや趣味づくりに寄与し、日々の活力につながるよう文化教室を実施する。
（フラワーアレンジメント教室、パソコン教室、着物の着付け教室、アート教室 など）

(4) 利用促進のための取組

- ・誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう低料金（1回あたり200円）のスポーツ教室を実施する。（運動不足解消教室、ストレッチジャズ教室、太極拳教室 など）
- ・ロビーを有効活用して、鳥取県ゆかりのスポーツ関連情報やマンガコーナー、健康相談コーナーを設ける。
- ・施設内にアートオブジェや観葉植物の展示などくつろぎの空間を提供する。
- ・利用者の声をご意見箱やアンケートで把握するとともに、他施設の管理状況を視察・調査することで、管理運営方法の改善に努める。
- ・障がい者スポーツの普及・振興のため、職員の障がい者スポーツ指導員資格の取得を推進するとともに、障がい者を対象としたスポーツ教室の実施や大会誘致を促進する。

(5) 経費削減のための取組

- ・新世代エネルギーの導入や計画的なLED化を推進する。
- ・こまめな消灯やグリーンカーテンを実施する。
- ・事務室のエアコンを夏期28度、冬期18度に設定し、ブラインドのこまめな開閉を行うことで電気代の節約に努める。
- ・植栽管理は可能な限り職員が行う。